



# Press Release

佐賀県 伊万里市

〒848 - 8501

佐賀県伊万里市立花町 1355-1

Tel 0955-23-2111 (代表)

Fax 0955-23-6113 (代表)



報道関係者各位

令和5年3月22日

指名停止の実施について（通知）

下記のとおり期間を定め指名停止を実施しますので通知します。

記

1. 指名停止業者

- ① 五洋建設株式会社 代表取締役社長 清水 琢三  
（東京都文京区後楽2-2-8）
- ② 水道機工株式会社 代表取締役 古川 徹  
（東京都世田谷区桜丘5-48-16）
- ③ 株式会社水機テクノス 代表取締役 原 毅  
（東京都世田谷区桜丘5-48-16）

2. 指名停止の期間

- ① 令和5年3月23日 ～ 令和5年4月22日（1か月）
- ②、③ 令和5年3月23日 ～ 令和5年5月22日（2か月）

3. 指名停止理由

①の事業者は、西日本高速道路株式会社が発注した「新名神高速道路大津ジャンクション東工事」において、同社の従業員が令和3年7月9日に作業員が負傷したことについて、令和3年8月19日に至るまで大津労働基準監督署長へ報告しなかったとして令和4年12月22日、労働安全衛生法の罪で、大津簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため。

②の事業者は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置し、また、同法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。さらに、経営事項審査において、虚偽の申請（資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載）を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出

伊万里市

～ 人がいきいきと活躍する 幸せ実感のまち ～



# Press Release

佐賀県 伊万里市

〒848 - 8501

佐賀県伊万里市立花町1355-1

Tel 0955-23-2111 (代表)

Fax 0955-23-6113 (代表)



報道関係者各位

し、発注者がその結果を資格審査に用いた。これらのことが、同法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和5年2月10日、国土交通省関東地方整備局から指示処分及び営業停止処分を受けたため。

③の事業者は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置し、また、同法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。さらに、経営事項審査において、虚偽の申請（資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載）を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、発注者がその結果を資格審査に用いた。これらのことが、同法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和5年2月10日、国土交通省関東地方整備局から指示処分及び営業停止処分を受けたため。

#### 4. 該当条項及び指名停止期間

①の案件は、「伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第2第13号（不正又は不誠実な行為）に該当する為、指名停止期間は1か月とする。

②、③の案件は、「伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」（以下「要領」という。）別表第2第11号（建設業法違反行為）に該当し、1か月以上9か月以内の期間で指名停止を行うこととなり、「伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置基準」（以下「基準」という。）に基づき、要領別表期間（短期）の1か月に、基準第3条第2項第4号（建設業法に規定する営業停止に該当するとき）の加算期間1か月を加算した2か月を採用する。

#### 5. 発注実績

①、②、③の事業者ともに、平成29年度から令和4年度 実績なし

問合せ先 総務部契約監理課

担当 徳久

TEL : 0955-23-2176

伊万里市

～ 人がいきいきと活躍する 幸せ実感のまち ～